

障がい第2316号  
令和8年（2026年）3月23日

各市町村長 様  
（障がい担当課、教育委員会、公立体育館管理者扱い）

熊本県健康福祉部長

障害者差別解消法に基づく車いす利用者等の体育施設利用の適正な  
取扱いについて（依頼）

日頃から本県のパラスポーツ施策の推進に、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内のパラスポーツ関係団体からは、県内の公立体育館で車いすの利用を不可とする事例があるとの情報提供があったほか、県が行った「障がい当事者・家族団体との意見交換会」では、県内の公共のプールについて「母と息子などで利用するときの異性介助の更衣室を作ってほしい」などの御意見がありました。

つきましては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第5項を踏まえ、各市町村長が管理する施設において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）等の法令の趣旨及び各市町村において法第10条に基づいて定める地方公共団体等職員対応要領を踏まえ、次の点に御留意いただき、適切に御対応くださいますよう御協力をお願いします。

指定管理者が管理する施設においても、同様の取扱いが徹底されるよう、以下の記載のうち、法第7条と記載している部分は法第8条と読み替えて、法第12条の適用がありうることも含め、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（令和6年1月17日文科初第1788号。以下「指針」という。）を踏まえつつ、周知の徹底に御協力をお願いします。

なお、この依頼文は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること及び、内容については、本県の教育委員会とも共有していることを申し添えます。

#### 1 御留意いただきたい事項

- （1）正当な理由無く車いす利用者等の障がい者の利用を拒否しないこと（法第7条第1項関係）

体育施設において、車いすその他の用具等を使用していることのみをもって、直ちにその利用を拒否することは、法第7条で禁止されている「不当な差別的取扱い」に該当するおそれがあります。車いすその他の用具等の使用のみを理由として体育施設の利用を制限・拒否することの無いようにしてください。

障がいの種類や程度、体育館の利用の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に利用を拒否することは、法の不当な差別的取扱いに該当すると考えられることに留意ください。

(2) 合理的配慮を行うこと（法第7条第2項関係）

法第7条第2項及び障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第9条を踏まえ、スタッフによる案内・補助のほか、公共のプールで申し出があった場合に空いているスペースを異性介助のできる更衣室として活用することを提案するなど、過重な負担とならない範囲で合理的配慮を講じてください。その際、合理的配慮の提供と建設的対話は基本的に一体不可分であり、建設的対話を通じて必要かつ合理的な範囲で柔軟に社会的障壁の除去を行うことが求められることに留意ください。

別紙2「「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮」の事例」に、体育施設の管理者が、利用者に依頼できると考えられる項目の例を示しています。

(3) 社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備に努めること（法第5条関係）

法第5条の規定は、次のような解釈が成り立ちます。

- ・ 車いすの使用により体育館の床面に傷が付かないように必要に応じて動線の確保や床材の保護措置等を講ずることや異性介助の更衣室を準備することも、同条の環境の整備に含まれるものと解されます。
- ・ 各施設の管理者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、関係職員に対する研修に努める必要があります。

一点目の施設の構造の改善及び設備の整備に際しては、スポーツ基本法第12条第2項及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）を踏まえ、バリアフリー環境整備促進事業（国土交通省）等の活用を検討しつつ、施設面での環境整備にも努めることが重要です。

その際、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準別冊の建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン（令和7年5月国土交通省作成）を踏まえ、建築プロジェクトの構想、設計、施工、維持管理・運営の各段階において施設利用者が参画して、施設固有の事情や立地に対するユーザビリティを確認しながら、検討・整備を進めることが重要です。

また、二点目の研修に際しては、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重する共生社会を目指すことの意義に従業者が理解することが重要である点にご留意いただきつつ、障がいのある利用者の方にも講師等として協力を求めることを検討することも重要です。

#### （4）相談窓口を明確化すること（法第14条関係）

法第14条を踏まえ、相談窓口の明確化を徹底することが重要です。

また、条例第11条により、障がいのある方もない方も、県に対し、不利益取扱いや合理的配慮に関する相談をすることができることも併せて申し添えます。その相談窓口は以下のとおりです。

##### <相談窓口>

- ・名称：特定相談
- ・内容：障がいのある人への差別や虐待に関する相談に応じ、解決を図ります。
- ・対応者：専門の相談員（広域専門相談員）
- ・受付：月～金曜日、午前9時から午後5時まで  
※ 土日祝日、年末年始除く
- ・場所：県庁新館4階 障がい者支援課内
- ・電話：096-333-2244（専用電話）
- ・Fax：096-383-1739
- ・メール：[tokuteisoudan@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:tokuteisoudan@pref.kumamoto.lg.jp)

#### （5）広く利用者や障がいのある方への周知を行うこと（法第15条関係）

法第15条を踏まえ、体育施設における障がいのある方の利用について、広く利用者の方々に理解を得られるよう、啓発活動を行ってください。

また、各施設の管理者は、障がいのある方々の利便性の向上に資するため、施設面等の環境の整備状況については、ホームページ等で情報を公開することが望ましいです。併せて、障がいの特性に応じて、どのような合理的配慮の提供ができるかをホームページ上で明らかにした上で、予約のホームページ等において、「配慮が必要なことがありましたら、ご自由に記載ください」等と記載すること等が考えられます。

なお、熊本県では、差別解消や合理的配慮などの「出前講座」を行っています。障がいに関する知見を有する「熊本県広域専門相談員」が、職場などの勉強会や研修会、会議などへ出向き、障がいの種類や特性、障がいのある方への配慮事項や支援方法などを分かりやすく説明します。出前講座は、県民へ広く、障がいのある方への理解を深め、社会的障壁を取り除くための啓発活動ですので、地域のイベント等に広くご活用ください。

## 2 添付資料

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針・概要版（内閣府・令和6年4月1日施行）」
- ・ 内閣府パンフレット「障害者差別解消法が変わりました！合理的配慮の提供が義務化されました」
- ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（熊本県健康福祉部等）
- ・ 「出前講座のご案内」チラシ・申込書（熊本県障がい者支援課）

## 3 関係法令等 別紙1のとおり。

### <担当>

#### 障がい者支援課

##### ○障がい理解に関すること

企画共生班 佐藤、松本

電話 096-333-2236

Fax 096-383-1739

##### ○パラスポーツに関すること

社会参加班 宮崎、甲斐

電話 096-333-2235

Fax 096-383-1739